

万慧達知識産権、大阪発明協会共催の知的財産権シリーズセミナーの第三回講演を開催

日付: Mar 09
2021

万慧達知識産権は**2021年3月9日（火）**、大阪発明協会共催の知的財産権**3回**シリーズ最終回のウェビナーを開催しました。

今回の講演も、前**2回**と同様オンライン形式で行われ、万慧達知識産権パートナー、シニア弁護士の張樹華先生及び李江先生が中国特許権利侵害訴訟の事情及び最新動向について解説しました。

講演には、日本の企業、団体から約**70名**の方々が参加され、万慧達知識産権**？**日本部の劉鋒部長、何珊妹副部长及び土屋晶義顧問等が同席しました。

第一部では張樹華先生が中国特許侵害訴訟事件の全体状況及び関連データを解説した上、特許分野の立法**？**司法動向を紹介し、知財業界に影響を与えた事例を挙げながら詳しく解説しました。

更に質疑応答では、訴訟で非侵害と認定された場合の停止中の損害賠償責任、優先権主張の伴う部分意匠出願、裁判管轄地の選択、についての質問に丁寧な回答をされ、後日質問者から書面による謝辞をいただきました。

第二部では、李江先生が、特許侵害事件の賠償問題を取り上げ、損害賠償の計算方法の解説、損害賠償に関する最新の立法動向の紹介を行い、具体的事例を上げて計算方法や立証方法等を説明しました。

更に**3月3日**に中国最高裁から公表された「知的財産権事件の審理で懲罰的賠償を適用することに関する解釈」について最新情報を追加解説しました。**？**

今回の講演では、詳細データを引用することにより聴講者に中国特許侵害訴訟や損害賠償の現状について情報を提供するとともに、具体的な事例を挙げたことで訴訟中の具体的な問題、注意事項、実務スキル等について関連知識を解説するように努めました。

今回の講演会開催により、三回にわたる、万慧達知識産権と大阪発明協会共催の知的財産権シリーズウェビナーは成功裏に終了しました。

来期は、更に日本企業の皆様や関連分野の方々と交流を深め、皆様の知的財産権実務能力向上に貢献できるように、一層内容を充実させた講演会の開催について大阪発明協会等と調整中です。各界の方々による積極的ご参加を得て、より一層実務面で深掘りした交流の場を提供できれば幸いです。